

全国各地の最低賃金基準の推移

(2025 年 3 月)

2025 年 3 月 31 日現在の中国各地の最低賃金基準をお知らせ致します。山西省、福建省、広東省、深セン市、重慶市、四川省、貴州省、新疆ウイグル自治区等で改定が行われました。

《中華人民共和国労働法》（2018 年 12 月改正）第 48 条は、「国家は最低賃金保障制度を実行する。最低賃金の具体的な基準は省・自治区・直轄市人民政府が規定し、国務院に備案して報告する。雇用単位が労働者に支払う賃金は、当地の最低賃金基準を下回ってはならない」と規定しています。

最低賃金の原則は、《最低賃金規定》（中華人民共和国労働社会保障部令第 21 号、2004 年 3 月 1 日施行）を参照し、実務に際しては、各地から公布される「企業従業員の最低賃金規定および基準変更に関する通知」を参考にする必要があります。

最低賃金基準	
定義	● 労働者が法定就業時間または法に基づき締結した労働契約で約定する就業時間内に正常な労働を提供するとの前提の下、雇用単位が法に基づき支払うべき最低労働報酬 ● 雇用単位が労働者に支払うべき賃金は、以下の各項目を除いた後、当地の最低賃金基準を下回ってはならない※ ①就業時間延長分の賃金 ②遅番・夜勤・高温・低温・地下・有毒/有害などの特殊な労働環境・条件下の手当 ③法律・法規および国家が規定する労働者の福利・待遇等 ※ 最低賃金規定の除外項目（とくに社会保険料・住宅積立金）は、各地で異なる可能性があるため、詳細は要確認。例えば、北京市・上海市は、「個人が法に基づき納付する各社会保険料・住宅積立金」を除外項目として規定する一方、江蘇省は「労働者が下限に基づき預け入れる住宅積立金」を除外項目と規定
形式	● 最低賃金基準は、一般的に以下の 2 種類に区分される ①月額最低賃金基準：全日制（フルタイム）で就業する労働者に適用 ②一時間当たりの最低賃金基準：非全日制（パートタイム）で就業する労働者に適用 ● 賃金は通貨形式で月毎に労働者本人に支給しなければならない（《労働法》第 50 条） ● 地域の経済社会发展レベルに基づき、各地の各行政区域で最低賃金基準に差異有り※ ※ 全区域統一の基準を適用する地域（北京・上海など）もあれば、異なる基準を適用する地域もあり下表の《全国各地の最低賃金基準の推移》は最も高い賃金水準である第一区分に準拠
変更 頻度	● 最低賃金基準は少なくとも 2 年毎に見直し※ ※ 各地で変更頻度は異なり、一部地域は各地の規定において 2～3 年毎に見直す規定

全国各地の最低賃金基準の推移

(グレーの着色は当該年は変更無し、空欄は2025年3月末時点で未公表)

(単位：元)

			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
華北	北京市	最低賃金	2,200		2,320		2,420		
		最低時給	24		25.3		26.4		
		適用開始日	7月1日		8月1日		9月1日		
	天津市	最低賃金			2,180		2,320		
		最低時給			22.6		24.4		
		適用開始日			7月1日		11月1日		
	河北省	最低賃金	1,900				2,200		
		最低時給	19				22		
		適用開始日	11月1日				1月1日		
東北	山西省	最低賃金			1,880		1,980		2,150
		最低時給			19.8		21.3		23.2
		適用開始日			10月1日		1月1日		1月1日
	内モンゴル自治区	最低賃金			1,980			2,270	
		最低時給			20.8			22.4	
		適用開始日			12月1日			12月1日	
華東	遼寧省	最低賃金	1,810		1,910			2,100	
		最低時給	18.3		19.2			21	
		適用開始日	11月1日		11月1日			5月1日	
	吉林省	最低賃金			1,880			2,120	
		最低時給			19			21	
		適用開始日			12月1日			10月1日	
華東	黒龍江省	最低賃金			1,860			2,080	
		最低時給			18			19	
		適用開始日			4月1日			5月1日	
	上海市	最低賃金	2,480		2,590		2,690		
		最低時給	22		23		24		
		適用開始日	4月1日		7月1日		7月1日		
	江蘇省	最低賃金			2,280			2,490	
		最低時給			22			24	
		適用開始日			8月1日			1月1日	
	浙江省	最低賃金			2,280			2,490	
		最低時給			22			24	
		適用開始日			8月1日			1月1日	
	安徽省	最低賃金			1,650		2,060		
		最低時給			20		21		
		適用開始日			12月20日		3月1日		
	福建省	最低賃金		1,800		2,030			2,265
		最低時給		18.5		21			23.5
		適用開始日		1月1日		4月1日			4月1日
	江西省	最低賃金			1,850			2,000	
		最低時給			18.5			20	
		適用開始日			4月1日			4月1日	
	山東省	最低賃金			2,100		2,200		
		最低時給			21		22		
		適用開始日			10月1日		10月1日		

(単位：元)

			2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
華中	河南省	最低賃金				2,000		2,100	
		最低時給				19.6		20.6	
		適用開始日				1月1日		1月1日	
	湖北省	最低賃金			2,010			2,210	
		最低時給			19.5			22	
		適用開始日			9月1日			2月1日	
	湖南省	最低賃金	1,700			1,930		2,100	
		最低時給	17			19		21	
		適用開始日	10月1日			4月1日		9月1日	
華南	広東省 (除く深セン)	最低賃金			2,300				2,500
		最低時給			22.2				23.7
		適用開始日			12月1日				3月1日
	深セン市	最低賃金			2,360				2,520
最低時給				22.2				23.7	
		適用開始日			12月1日			3月1日	
	広西チワン族 自治区	最低賃金		1,810			1,990		
		最低時給		17.5			20.1		
		適用開始日		3月1日			11月1日		
	海南省	最低賃金			1,830		2,010		
最低時給				16.3		17.9			
適用開始日				12月1日		12月1日			
西南	重慶市	最低賃金	1,800			2,100			2,330
		最低時給	18			21			23
		適用開始日	1月1日			4月1日			1月1日
	四川省	最低賃金				2,100			2,330
		最低時給				22			23
		適用開始日				4月1日			1月1日
貴州省	最低賃金	1,790				1,890		2,130	
	最低時給	18.6				19.6		22.4	
	適用開始日	12月1日				2月1日		2月1日	
	雲南省	最低賃金				1,900	1,990	2,070	
		最低時給				18	19	20	
		適用開始日				10月1日	10月1日	10月1日	
	チベット 自治区	最低賃金			1,850		2,100		
最低時給				18		20			
適用開始日				7月1日		9月1日			
西北	陝西省	最低賃金	1,800		1,950		2,160		
		最低時給	18		19		21		
		適用開始日	5月1日		5月1日		5月1日		
	甘肅省	最低賃金			1,820		2,020		
		最低時給			19		21		
		適用開始日			9月1日		11月1日		
青海省	最低賃金		1,700			1,880			
	最低時給		15.2			18			
	適用開始日		1月1日			2月1日			
	寧夏回族 自治区	最低賃金			1,950			2,050	
		最低時給			18			20	
		適用開始日			9月1日			3月1日	
	新疆ウイグル 自治区	最低賃金			1,900				2,070
最低時給				19				20.7	
適用開始日				4月1日				1月1日	

(注) 上記最低賃金基準は、各省・自治区・直轄市内で区分けを行っている場合、最も高い基準である第一区分に準拠。

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新國際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 國際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景國際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED